

釜石市鵜住居財産区議会、両石財産区議会の議員を紹介します

9月13日告示の釜石市財産区議会議員選挙は、鵜住居財産区、両石財産区ともに定数と同数の立候補の届け出により無投票で選出されました。任期は4年で令和5年9月22日までです。

議員名簿（議員名は50音順、敬称略）

	鵜住居財産区 (定数8)	両石財産区 (定数6)
議長	岩 鼻 新一郎	山 崎 雄
副議長	佐々木 虎 男	小笠原 吉 光
議員	岩 崎 久 延	瀬 戸 元
	岩 崎 征 夫	山 口 鉄 男
	川 崎 努	山 崎 榮右工門
	二本松 誠	和 田 重 光
	藤 原 泰 治	—————
	前 川 義 博	—————

財産区とは

財産区とは、市町村の一部地域（住民）が、山林、墓地、ため池、宅地、原野などの特定の財産や用水路、公民館などの公の施設を保有する場合、それを管理するために設けられる法人格を有した特別地方公共団体のことをいい、地方自治法に規定されています。

財産区は、長年の慣習により設けられているものと、市町村合併などの際に、財産処分の協議に基づいて設けられるものがあります。その権能は、管理行為（保存や改良）と処分行為（売却や賃借など）の範囲内とされており、住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性を損なわないように努めなければならないとされています。

釜石市の財産区

鵜住居財産区と両石財産区は、明治22年の「市制町村制」の実施に伴う村と村の大合併の際に設置されました。また釜石市財産区議会設置条例に基づき議会を設け、財産区財産の管理、処分などに関する事項について、市議会の議決すべき事項を議決することができ、定例会では、財産区の予算・決算の審議をしています。他に、財産区の一般的な財産管理に関し、定例会とは別に、議員全員による協議会を開催しています。

問い合わせ 市税務課 資産税係（市役所第1庁舎1階）
〒026-8686 只越町3-9-13 ☎27-8417

取り壊し家屋の連絡を忘れずに
令和元年（平成31年）中に家屋を取り壊し、滅失登記をしていない人は、市税務課に連絡をお願いします。連絡がないと、翌年度以降も固定資産税が課税される事がありますのでご注意ください。

■期間
令和2年1月6日（月）～31日（金）
（土・日曜日、祝日を除く）
8時30分～17時15分
※期限が近づくと窓口が混雑しますので、1月20日（月）までの提出にご協力をお願いします
※市税務課市民税係では同日程で「給与支払報告書」の提出を受け付けます

■場所
市税務課資産税係
※持参の他、郵送またはeLTAX（エルタックス）による電子申告も受け付けます
■申告方法
令和2年1月1日現在の償却資産の状況を申告してください。前年度

申告のあった人には、市税務課から申告書を送付します。申告書が届かない場合はお問い合わせください。
令和元年台風第19号または平成23年東日本大震災により滅失し、または損壊した資産に代わる資産を取得した場合は、固定資産税の課税標準の特例が適用されます。詳しくは申告書に同封の申告の手引きまたは市のホームページをご覧ください。

■提出書類

- ① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ② 種類別明細書（増加資産、全資産用）
- ③ 種類別明細書（減少資産用）

償却資産申告書の受け付けが始まります

市は、固定資産税の償却資産申告書の受け付けを行います。令和2年1月1日現在で、市内に償却資産を所有している事業所および個人事業主は、忘れずに申告してください。

市職員を募集します

第1次試験

試験日：令和2年1月26日(日)

場 所：岩手沿岸南部クリーンセンター（大字平田）

募集職種・採用予定人数・受験資格

※「卒業」は令和2年3月までに卒業見込みの人を含む

※（ ）内の年齢は、令和2年4月1日時点のものです

※同時に複数の職種に申し込むことはできません

(1) 一般事務【若干名】

- 大学卒 大学を卒業した人で、昭和59年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた人（35歳以下）
- 短大卒 短大を卒業した人で、昭和61年4月2日～平成12年4月1日までに生まれた人（33歳以下）
- 高校卒 高校を卒業した人で、昭和63年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた人（31歳以下）

(2) 一般事務（障がい者対象）【若干名】

次の①～③の全てに該当する人

- ① 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ② 活字印刷文の筆記試験および口述の面接試験に対応できる人
- ③ 高校卒業程度の学歴がある人で、昭和59年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた人（35歳以下）

(3) 一般事務（釜石市任期付職員経験者）【若干名】

次の①～③の全てに該当する人

- ① 令和元年12月15日現在で釜石市任期付職員として在職している人
- ② 令和2年3月31日現在で釜石市任期付職員として2年以上の勤務経験がある人（見込みを含む）
- ③ （満年齢59歳以下）

(4) 土木【若干名】

次のいずれかに該当する人

- ① 高校卒業程度の学歴がある人で、昭和54年4月2日以降に生まれた人（40歳以下）
- ② 高校を卒業し、1級または2級土木施工管理技士の資格を持つ人で、昭和54年4月2日以降に生まれた人（40歳以下）
- ③ 国または地方公共団体において土木工事の設計業務に3年以上従事したことがある人で、昭和44年4月2日以降に生まれた人（50歳以下）

令和2年4月1日採用予定

(5) 機械【若干名】

高校卒業程度の学歴がある人で、昭和49年4月2日以降に生まれた人（45歳以下）

(6) 保健師【若干名】

保健師の資格を持つ人（今年度中に免許取得見込みの人を含む）で、昭和44年4月2日以降に生まれた人（50歳以下）

(7) 社会福祉士【若干名】

社会福祉士の資格を持つ人（今年度中に資格取得見込みの人を含む）で、昭和44年4月2日以降に生まれた人（50歳以下）

(8) 臨床心理士【若干名】

臨床心理士の資格（（公財）日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格）を持つ人（今年度中に資格取得見込みの人を含む）で、昭和44年4月2日以降に生まれた人（50歳以下）

(9) 保育教諭【2名程度】

保育士資格、幼稚園教諭免許の両方を持つ人（今年度中に両方の資格・免許を取得見込みの人を含む）で、昭和54年4月2日以降に生まれた人（40歳以下）

※就業場所は、幼稚園、認定こども園、社会福祉施設など

提出書類

- 受験案内および申込書は、市総務課、各地区生活応援センターに備え付ける他、市のホームページからもダウンロードできます
- 郵送で申込書類を請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書類請求」と朱書きし、返信用封筒（角型2号）に210円切手を貼り付けたものを同封の上、送付してください

受付期限

令和2年1月14日(火)必着

申込方法など詳しくは、受験案内や市のホームページをご覧ください。



市のホームページ

申し込み・問い合わせ 市総務課 職員係

〒026-8686 只越町3-9-13 ☎27-8411 内線115

ホームページ：http://www.city.kamaishi.iwate.jp/

水道管の凍結にご注意ください

気温が氷点下2度以下になると、水道管の凍結や破損の可能性が高くなります。給水装置は利用者個人が管理する所有物なので、凍結・破損に伴う修理費用などは利用者の皆さんの負担になります。凍結を防ぐには、就寝前やお出かけ前の水抜きが効果的です。

水道管が凍結した場合は、お早めに市指定の給水装置工事業者、または釜石市水道工事業者協同組合へ修理を依頼してください。

釜石市水道工事業者協同組合 ☎27-8368
受付時間 8時30分～17時（土・日曜日、祝日を除く）
※給水装置工事業者は市のホームページでご確認ください

水抜きの方法

- ① 水抜き栓を時計回りに止まるまで回して、しっかりと閉める。
 - ② 全ての蛇口を全開にして、残っている水を出しきる。
 - ③ 蛇口を閉める。
- ※水抜き栓を半開きなどの中途半端な状態にすると、漏水の原因となります。水抜き栓のハンドルは、しっかりと止まるまで回してください
- ※水抜き栓が、屋内のタッチパネル形式の場合は操作が異なります。その場合は説明書などをご覧ください

年末年始の水道の開始・中止の届け出

12月28日（土）から1月5日（日）までの間は、水道の開始・中止の受け付けや開閉栓作業を原則行いません。年内の受け付けは12月27日（金）正午までです。予定が決まりましたら、水道事業所へお早めに申し込みください。

問い合わせ 市水道事業所 ☎23-5881 受付時間 8時30分～17時15分 土・日曜日、祝日を除く